公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は，ウィズコロナ社会の安心・安全なMICEの積極的な開催を促進し，国際文化観光都市京都の発展及びMICE関連産業の振興に寄与するため，京都市から公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）に支出される補助金を用いて，京都市内において開催されるMICEのうち，MICE主催者による感染拡大予防対策に係る経費の一部を補助する補助金の交付に関し，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条 補助対象となるMICE主催者は，次の各号に掲げる要件を全て満たす学会，会議，総会，大会，コーポレートミーティング，インセンティブツアー等（以下「会議等」という。）とする。ただし，コンベンションビューローが必要と認める場合は，この限りでない。

（１）予定参加者数が概ね５０名以上であること。

（２）政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること。

（３）本補助事業に京都市の他の予算・補助金を利用していないこと。ただし，「京都らしい MICE 開催支援補助制度」，「小規模・中規模MICE開催支援助成金」，「大規模国際コンベンション誘致支援助成金」，「大規模国際コンベンション開催支援助成金」，「令和２年度大規模コンベンション開催支援助成金」との併用が可能とする。

（４）申請者及び補助を受けようとするMICE主催者（以下「主催者等」という。）は，京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等または同条５号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（補助対象経費）

第３条 対象となる経費は，MICE開催に伴う感染拡大予防対策に係る経費とする。

（例示）マスク，消毒液，非接触型体温計，仕切り板等の購入や，３密回避のための会議室追加，Wi-Fi環境の整備等に伴う経費

２ 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

３ 第８条に基づく実績報告において，第５条に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは，補助金を交付しない場合がある。

（補助金額等）

第４条 補助金の額は，予算の範囲内において，補助対象経費の３分の２以内とし，会議参加者数に応じて，下表のとおり，１会議等あたり最大３００，０００円を補助する。この場合において，１，０００円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし，コンベンションビューローが特に必要と認める場合はこの限りではない。

参加者数	上限額
５０名～１９９名	１００千円
２００名～４９９名	２００千円
５００名以上	３００千円

※参加者数は，実際に入洛する参加者の実人数を言う。

（補助金の交付申請）

第５条　補助を受けようとする主催者等は，申請を，公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金交付申請書（第１号様式の１）に次の各号に掲げる書類を添えて，コンベンションビューローに提出するものとする。申請は対象事業の開催予定日１箇月前までとし，原則１箇月を過ぎた申請は受け付けない。

（１）公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金交付認定審査依頼書（第１号様式の２）

（２）開催趣意書または会議等の全体概要が分かるもの

（３）収支予算書及び，対象となる経費の見積書

（４）その他コンベンションビューローが必要と認めるもの

（審査及び補助の決定と通知）

第６条　コンベンションビューローは，第５条による申請があったときは，補助対象の可否及び交付予定額を決定する審査を行うこととし，審査に要する基準などについては京都市と協議のうえ決定する。

２　前項の審査の結果，補助対象とすることが決定された会議等について，コンベンションビューローは公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金交付承認・交付予定額通知書（第２号様式）を主催者等に送付するものとする。

３　審査の結果，補助金の交付が適当と認められなかった主催者等について，コンベンションビューローは，主催者等に対し，公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金交付不承認通知書（第３号様式）を送付するものとする。

（変更等の承認の申請）

第７条　補助事業等の内容の変更に係る承認の申請は，公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金事業変更承認申請書（第４号様式）によって行うものとする。

２　補助事業等の中止又は廃止に係るコンベンションビューローの承認の申請は，公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金事業中止・廃止承認申請書（第５号様式）により行うものとする。

３　コンベンションビューローは，前二項の申請があった場合において必要があると認めるときは，補助金の交付予定額を変更することができる。この場合において，コンベンションビューローは，公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金交付予定額変更通知書（第６号様式）により，主催者等に通知するものとする。

（事業完了の届出）

第８条　補助対象事業の主催者等は，事業の実績報告を，補助対象事業終了後２箇月以内又は，令和３年４月９日までのいずれか早い日に，公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金交付認定会議開催実績報告書（第７号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（１）事業実施報告書

（２）収支決算書もしくは事業全体の収支がわかるもの

（３）補助対象となる経費が支払われたことを証明する書類

（４）実施状況がわかる写真等

（補助金の交付）

第９条　第８条の実績報告による補助額の確定通知は，公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金交付額決定通知書（第８号様式）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第１０条　主催者等は，決定通知書受領後，京都文化交流コンベンションビューロー安心・安全なMICE開催支援（MICE主催者向け）補助金振込依頼書（第９号様式）をコンベンションビューローへ提出し，これを以てコンベンションビューローは主催者等に対し，補助金を支払うこととする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，コンベンションビューロー専務理事が別に定める。

附　則

この要綱は，令和２年７月１５日から適用する。